

## 第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の需要と提供内容を定めます。

教育・保育の需要は、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

ただし、2号認定の子どもの中の教育利用希望の子どもは、幼稚園を利用することもできるため、満3歳以上の子どもについては、1号認定と2号認定を合算して教育・保育の需要と提供内容を定める必要があります。

なお、本県においては、集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、需要と提供内容を同数値として合計します。

令和6年度においても、提供内容の不足が生じますが、市町村間の広域利用や、定員の弾力化等により、待機児童が発生しないよう市町村において利用調整を図ります。

また、教育・保育の需要に対する提供内容の不足分について、解消できるよう、市町村の取組を支援します。

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」についての表の見方

(単位:人)

【県全域】			①	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 ②	必要利用定員総数④	A		9,806	9,638	9,411	9,143	8,896
	利用定員の合計⑨	B=C+D		10,206	10,028	9,783	9,512	9,262
	特定教育・保育施設⑤	C		5,386	5,416	5,321	5,222	5,140
	確認を受けない幼稚園⑥	D		4,820	4,612	4,462	4,290	4,122
	過不足	E=B-A		400	390	372	369	366
2号認定 ②	必要利用定員総数④	F=G+H		37,937	37,329	36,417	35,584	34,858
	教育ニーズ③ ※1	G		2,672	2,644	2,572	2,519	2,464
	保育ニーズ	H		35,265	34,685	33,845	33,065	32,394
	利用定員の合計⑨	I=J+K		37,537	36,939	36,045	35,215	34,492
	特定教育・保育施設⑤	J		37,079	36,492	35,598	34,769	34,046
	認可外保育施設⑧	K		458	447	447	446	446
過不足	L=I-F		▲ 400	▲ 390	▲ 372	▲ 369	▲ 366	
3号認定 0歳児 ②	必要利用定員総数④	M		2,845	2,902	2,934	2,965	2,994
	利用定員の合計⑨	N= O+P+Q		2,788	2,861	2,909	2,956	2,994
	特定教育・保育施設⑤	O		2,600	2,650	2,703	2,750	2,789
	特定地域型保育事業所⑦	P		121	144	144	144	143
	認可外保育施設⑧	Q		67	67	62	62	62
過不足	R=N-M		▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0	
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数④	S		14,756	14,755	14,777	14,864	14,894
	利用定員の合計⑨	T= U+V+W		14,618	14,711	14,736	14,832	14,863
	特定教育・保育施設⑤	U		13,972	14,002	14,014	14,108	14,138
	特定地域型保育事業所⑦	V		354	418	421	421	420
	認可外保育施設⑧	W		292	291	301	303	305
過不足	X=T-S		▲ 138	▲ 44	▲ 41	▲ 32	▲ 31	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足⑩	Y=E-G	▲ 2,272	▲ 2,254	▲ 2,200	▲ 2,150	▲ 2,098
保育ニーズに対する過不足⑪	Z=L+G	2,272	2,254	2,200	2,150	2,098

- ① 計画年度(各年度4月1日時点)
  - ② 子どもの認定区分(支援法第19条第1項各号)
    - 1号認定  
満3歳以上の教育を希望する(保育を必要としない)小学校就学前の子ども
    - 2号認定  
満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども
    - 3号認定  
満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども
  - ③ 2号(教育ニーズ)  
保育の必要性があつて2号認定を受けられる者のうち、幼児期の学校教育の利用の希望が強い者
  - ④ 必要利用定員総数  
今後必要とされる教育・保育施設、事業所の見込み定員数  
現行の利用状況と今後の利用希望を踏まえて推計
  - ⑤ 特定教育・保育施設  
市町村長の確認(注)を受けた幼稚園、保育所、認定こども園
  - ⑥ 確認を受けない幼稚園  
市町村長の確認(注)を受けない幼稚園(私学助成等を受ける幼稚園)
  - ⑦ 特定地域型保育事業所  
市町村長の確認(注)を受けた小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所  
なお、地域型保育事業は原則として0歳から満3歳未満児を対象とする。
- (注) 「確認」制度とは、施設設置者や事業者からの申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設や事業所が給付費(委託料)の対象となることを「確認」する制度  
「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」、地域型保育事業所が「特定地域型保育事業所」となる。  
なお、確認を受けた施設や事業所は、認可・認定基準ほか、市町村の条例で定める「運営基準」を満たすことが求められる。
- ⑧ 認可外保育施設  
地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものに限る。
  - ⑨ 各施設・事業所の利用定員の合計
  - ⑩ 保育の必要性の認定を受けることが可能であるが、保護者の希望により幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園での預かり保育で対応が可能のため、2号認定子どものうち教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の1号認定の定員の過不足
  - ⑪ 上記により、教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の2号認定の定員の過不足

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(県全域)

(単位:人)

【県全域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	9,806	9,638	9,411	9,143	8,896
	利用定員の合計	B=C+D	10,206	10,028	9,783	9,512	9,262
	特定教育・保育施設	C	5,386	5,416	5,321	5,222	5,140
	確認を受けない幼稚園	D	4,820	4,612	4,462	4,290	4,122
	過不足	E=B-A	400	390	372	369	366
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	37,937	37,329	36,417	35,584	34,858
	教育ニーズ ※1	G	2,672	2,644	2,572	2,519	2,464
	保育ニーズ	H	35,265	34,685	33,845	33,065	32,394
	利用定員の合計	I=J+K	37,537	36,939	36,045	35,215	34,492
	特定教育・保育施設	J	37,079	36,492	35,598	34,769	34,046
	認可外保育施設	K	458	447	447	446	446
	過不足	L=I-F	▲ 400	▲ 390	▲ 372	▲ 369	▲ 366
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	2,845	2,902	2,934	2,965	2,994
	利用定員の合計	N= O+P+Q	2,788	2,861	2,909	2,956	2,994
	特定教育・保育施設	O	2,600	2,650	2,703	2,750	2,789
	特定地域型保育事業所	P	121	144	144	144	143
	認可外保育施設	Q	67	67	62	62	62
	過不足	R=N-M	▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	14,756	14,755	14,777	14,864	14,894
	利用定員の合計	T= U+V+W	14,618	14,711	14,736	14,832	14,863
	特定教育・保育施設	U	13,972	14,002	14,014	14,108	14,138
	特定地域型保育事業所	V	354	418	421	421	420
	認可外保育施設	W	292	291	301	303	305
	過不足	X=T-S	▲ 138	▲ 44	▲ 41	▲ 32	▲ 31

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 2,272	▲ 2,254	▲ 2,200	▲ 2,150	▲ 2,098
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	2,272	2,254	2,200	2,150	2,098

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(佐久圏域)

(単位:人)

【佐久圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	1,247	1,196	1,139	1,091	1,048
	利用定員の合計	B=C+D	1,263	1,210	1,152	1,104	1,060
	特定教育・保育施設	C	426	407	387	368	348
	確認を受けない幼稚園	D	837	803	765	736	712
	過不足	E=B-A	16	14	13	13	12
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,519	3,475	3,458	3,429	3,397
	教育ニーズ ※1	G	361	356	351	347	343
	保育ニーズ	H	3,158	3,119	3,107	3,082	3,054
	利用定員の合計	I=J+K	3,503	3,461	3,445	3,416	3,385
	特定教育・保育施設	J	3,501	3,460	3,444	3,416	3,385
	認可外保育施設	K	2	1	1	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 16	▲ 14	▲ 13	▲ 13	▲ 12
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	336	345	355	366	379
	利用定員の合計	N= O+P+Q	336	345	355	366	379
	特定教育・保育施設	O	314	323	333	344	358
	特定地域型保育事業所	P	22	22	22	22	21
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	1,406	1,414	1,444	1,458	1,470
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,406	1,414	1,444	1,458	1,470
	特定教育・保育施設	U	1,339	1,347	1,377	1,391	1,404
	特定地域型保育事業所	V	67	67	67	67	66
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 345	▲ 342	▲ 338	▲ 334	▲ 331
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	345	342	338	334	331

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(上小圏域)

(単位:人)

【上小圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	835	804	808	790	781
	利用定員の合計	B=C+D	1,178	1,135	1,123	1,104	1,094
	特定教育・保育施設	C	178	209	208	208	209
	確認を受けない幼稚園	D	1,000	926	915	896	885
	過不足	E=B-A	343	331	315	314	313
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,623	3,518	3,335	3,339	3,310
	教育ニーズ ※1	G	372	360	343	342	341
	保育ニーズ	H	3,251	3,158	2,992	2,997	2,969
	利用定員の合計	I=J+K	3,280	3,187	3,020	3,025	2,997
	特定教育・保育施設	J	3,280	3,187	3,020	3,025	2,997
	認可外保育施設	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 343	▲ 331	▲ 315	▲ 314	▲ 313
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	352	352	354	352	350
	利用定員の合計	N= O+P+Q	352	352	354	352	350
	特定教育・保育施設	O	323	323	330	328	326
	特定地域型保育事業所	P	24	24	24	24	24
	認可外保育施設	Q	5	5	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	1,426	1,429	1,443	1,433	1,417
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,426	1,429	1,443	1,433	1,417
	特定教育・保育施設	U	1,358	1,360	1,372	1,373	1,359
	特定地域型保育事業所	V	54	54	54	54	54
	認可外保育施設	W	14	15	17	6	4
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 28	▲ 28
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	29	29	28	28	28

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(諏訪圏域)

(単位:人)

【諏訪圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	750	726	705	687	676
	利用定員の合計	B=C+D	750	726	705	687	676
	特定教育・保育施設	C	674	651	631	613	603
	確認を受けない幼稚園	D	76	75	74	74	73
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,558	3,464	3,304	3,227	3,167
	教育ニーズ ※1	G	117	113	109	107	105
	保育ニーズ	H	3,441	3,351	3,195	3,120	3,062
	利用定員の合計	I=J+K	3,558	3,464	3,304	3,227	3,167
	特定教育・保育施設	J	3,502	3,408	3,248	3,171	3,111
	認可外保育施設	K	56	56	56	56	56
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	193	198	201	205	210
	利用定員の合計	N= O+P+Q	193	198	201	205	210
	特定教育・保育施設	O	175	180	183	187	192
	特定地域型保育事業所	P	16	16	16	16	16
	認可外保育施設	Q	2	2	2	2	2
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	1,145	1,165	1,184	1,210	1,222
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,145	1,165	1,184	1,210	1,222
	特定教育・保育施設	U	1,077	1,098	1,117	1,143	1,155
	特定地域型保育事業所	V	55	55	55	55	55
	認可外保育施設	W	13	12	12	12	12
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 117	▲ 113	▲ 109	▲ 107	▲ 105
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	117	113	109	107	105

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(上伊那圏域)

(単位:人)

【上伊那圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	413	397	385	376	371
	利用定員の合計	B=C+D	413	397	385	376	371
	特定教育・保育施設	C	403	387	375	366	361
	確認を受けない幼稚園	D	10	10	10	10	10
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,923	3,766	3,628	3,489	3,456
	教育ニーズ ※1	G	6	6	6	6	6
	保育ニーズ	H	3,917	3,760	3,622	3,483	3,450
	利用定員の合計	I=J+K	3,923	3,766	3,628	3,489	3,456
	特定教育・保育施設	J	3,918	3,761	3,623	3,484	3,451
	認可外保育施設	K	5	5	5	5	5
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	317	326	326	324	323
	利用定員の合計	N= O+P+Q	317	326	326	324	323
	特定教育・保育施設	O	317	326	326	324	323
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	1,485	1,491	1,477	1,460	1,443
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,485	1,491	1,477	1,460	1,443
	特定教育・保育施設	U	1,484	1,490	1,476	1,459	1,442
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	1	1	1	1	1
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	6	6	6	6	6



「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(飯伊圏域)

(単位:人)

【飯伊圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	239	232	226	222	218
	利用定員の合計	B=C+D	239	232	226	222	218
	特定教育・保育施設	C	239	232	226	222	218
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	3,893	3,787	3,743	3,604	3,518
	教育ニーズ ※1	G	357	349	338	332	326
	保育ニーズ	H	3,536	3,438	3,405	3,272	3,192
	利用定員の合計	I=J+K	3,893	3,787	3,743	3,604	3,518
	特定教育・保育施設	J	3,883	3,777	3,733	3,594	3,508
	認可外保育施設	K	10	10	10	10	10
過不足	L=I-F	0	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	373	381	371	367	364
	利用定員の合計	N= O+P+Q	316	340	346	358	364
	特定教育・保育施設	O	316	340	346	358	364
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	▲ 57	▲ 41	▲ 25	▲ 9	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	1,595	1,545	1,524	1,511	1,494
	利用定員の合計	T= U+V+W	1,508	1,503	1,496	1,502	1,494
	特定教育・保育施設	U	1,508	1,503	1,494	1,500	1,492
	特定地域型保育事業所	V	0	0	2	2	2
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	▲ 87	▲ 42	▲ 28	▲ 9	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 357	▲ 349	▲ 338	▲ 332	▲ 326
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	357	349	338	332	326

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(木曾圏域)

(単位:人)

【木曾圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	28	28	25	25	25
	利用定員の合計	B=C+D	28	28	25	25	25
	特定教育・保育施設	C	28	28	25	25	25
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	417	395	367	348	338
	教育ニーズ ※1	G	42	36	37	32	30
	保育ニーズ	H	375	359	330	316	308
	利用定員の合計	I=J+K	417	395	367	348	338
	特定教育・保育施設	J	417	395	367	348	338
	認可外保育施設	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	0	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	12	12	12	12	12
	利用定員の合計	N= O+P+Q	12	12	12	12	12
	特定教育・保育施設	O	12	12	12	12	12
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	108	104	104	103	103
	利用定員の合計	T= U+V+W	108	104	104	103	103
	特定教育・保育施設	U	108	104	104	103	103
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 42	▲ 36	▲ 37	▲ 32	▲ 30
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	42	36	37	32	30

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(松本圏域)

(単位:人)

【松本圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	2,808	2,739	2,670	2,597	2,530
	利用定員の合計	B=C+D	2,879	2,810	2,740	2,666	2,597
	特定教育・保育施設	C	2,139	2,132	2,123	2,111	2,104
	確認を受けない幼稚園	D	740	678	617	555	493
	過不足	E=B-A	71	71	70	69	67
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	7,486	7,391	7,276	7,131	7,013
	教育ニーズ ※1	G	327	325	319	313	308
	保育ニーズ	H	7,159	7,066	6,957	6,818	6,705
	利用定員の合計	I=J+K	7,415	7,320	7,206	7,062	6,946
	特定教育・保育施設	J	7,405	7,310	7,196	7,052	6,936
	認可外保育施設	K	10	10	10	10	10
	過不足	L=I-F	▲ 71	▲ 71	▲ 70	▲ 69	▲ 67
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	354	357	352	353	351
	利用定員の合計	N= O+P+Q	354	357	352	353	351
	特定教育・保育施設	O	281	261	256	257	255
	特定地域型保育事業所	P	47	70	70	70	70
	認可外保育施設	Q	26	26	26	26	26
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	2,848	2,920	2,988	3,057	3,113
	利用定員の合計	T= U+V+W	2,797	2,920	2,988	3,057	3,113
	特定教育・保育施設	U	2,461	2,521	2,580	2,636	2,688
	特定地域型保育事業所	V	152	216	217	217	217
	認可外保育施設	W	184	183	191	204	208
	過不足	X=T-S	▲ 51	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 256	▲ 254	▲ 249	▲ 244	▲ 241
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	256	254	249	244	241

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(大北圏域)

(単位:人)

【大北圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	227	228	220	214	209
	利用定員の合計	B=C+D	227	228	220	214	209
	特定教育・保育施設	C	197	200	195	189	184
	確認を受けない幼稚園	D	30	28	25	25	25
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	841	801	776	771	752
	教育ニーズ ※1	G	59	60	60	61	61
	保育ニーズ	H	782	741	716	710	691
	利用定員の合計	I=J+K	841	801	776	771	752
	特定教育・保育施設	J	481	451	426	421	402
	認可外保育施設	K	360	350	350	350	350
過不足	L=I-F	0	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	54	49	53	53	53
	利用定員の合計	N= O+P+Q	54	49	53	53	53
	特定教育・保育施設	O	54	49	53	53	53
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	227	246	242	240	238
	利用定員の合計	T= U+V+W	227	246	242	240	238
	特定教育・保育施設	U	227	246	242	240	238
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 59	▲ 60	▲ 60	▲ 61	▲ 61
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	59	60	60	61	61

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(長野圏域)

(単位:人)

【長野圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	3,028	3,063	3,014	2,925	2,829
	利用定員の合計	B=C+D	2,998	3,037	2,988	2,898	2,803
	特定教育・保育施設	C	1,041	1,045	1,028	1,000	972
	確認を受けない幼稚園	D	1,957	1,992	1,960	1,898	1,831
	過不足	E=B-A	▲ 30	▲ 26	▲ 26	▲ 27	▲ 26
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	9,156	9,260	9,101	8,846	8,543
	教育ニーズ ※1	G	999	1,008	979	950	917
	保育ニーズ	H	8,157	8,252	8,122	7,896	7,626
	利用定員の合計	I=J+K	9,186	9,286	9,127	8,873	8,569
	特定教育・保育施設	J	9,171	9,271	9,112	8,858	8,554
	認可外保育施設	K	15	15	15	15	15
	過不足	L=I-F	30	26	26	27	26
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	683	715	744	771	794
	利用定員の合計	N= O+P+Q	683	715	744	771	794
	特定教育・保育施設	O	675	707	736	763	786
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	8	8	8	8	8
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	3,826	3,766	3,715	3,743	3,759
	利用定員の合計	T= U+V+W	3,826	3,764	3,702	3,720	3,728
	特定教育・保育施設	U	3,796	3,734	3,672	3,690	3,698
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	30	30	30	30	30
	過不足	X=T-S	0	▲ 2	▲ 13	▲ 23	▲ 31

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 1,029	▲ 1,034	▲ 1,005	▲ 977	▲ 943
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	1,029	1,034	1,005	977	943

「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容」について(北信圏域)

(単位:人)

【北信圏域】			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数	A	231	225	219	216	209
	利用定員の合計	B=C+D	231	225	219	216	209
	特定教育・保育施設	C	61	125	123	120	116
	確認を受けない幼稚園	D	170	100	96	96	93
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	必要利用定員総数	F=G+H	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	教育ニーズ ※1	G	32	31	30	29	27
	保育ニーズ	H	1,489	1,441	1,399	1,371	1,337
	利用定員の合計	I=J+K	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	特定教育・保育施設	J	1,521	1,472	1,429	1,400	1,364
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	必要利用定員総数	M	171	167	166	162	158
	利用定員の合計	N= O+P+Q	171	167	166	162	158
	特定教育・保育施設	O	133	129	128	124	120
	特定地域型保育事業所	P	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	Q	26	26	26	26	26
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	必要利用定員総数	S	690	675	656	649	635
	利用定員の合計	T= U+V+W	690	675	656	649	635
	特定教育・保育施設	U	614	599	580	573	559
	特定地域型保育事業所	V	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	W	50	50	50	50	50
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 32	▲ 31	▲ 30	▲ 29	▲ 27
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	32	31	30	29	27

## 認可・需給調整に関する基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、必要に応じて需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

## 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制限を受けないよう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

### 県計画で定める数(幼稚園から認定こども園に移行する場合)

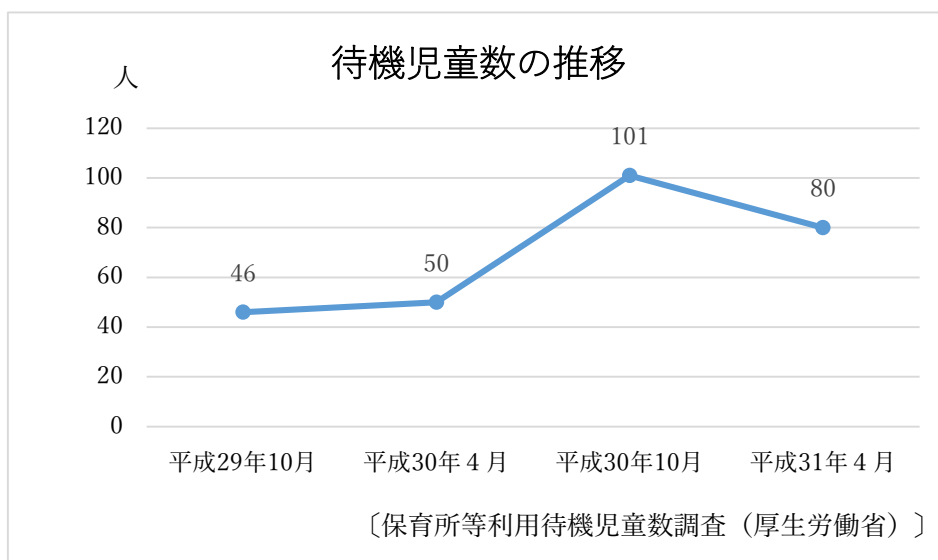
(単位:人)

区域名	構成市町村	上乗せ数値
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	150
上小	上田市、東御市、長和町、青木村	100
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	150
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	100
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	0
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	50
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	200
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	50
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	100
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	50
県計		950

## 待機児童の状況

### <現状と課題>

- 女性の就業率の上昇や堅調に推移している雇用情勢により、特に3歳未満児の保育ニーズが高まっており、県内の待機児童数は、平成31年4月1日時点で80人となっています。
- 育児休業（民間企業の場合、多くは1年間）明けで仕事に復帰するため、3歳未満児の保育ニーズが、年度末に向けて増加しており、さらに、無償化に伴い、保育所等の利用希望者が増加し、保育の受け皿不足や保育士不足が深刻化し、待機児童が増加するという状況も懸念されます。



### <施策の方向性>

- 平成29年度から就業を希望する潜在保育士と採用を希望する保育所とのマッチングを行うことで保育士確保を図る保育士人材バンクをスタートさせ、平成30年11月には、マッチングを行うコーディネーターを増員しました。この保育士人材バンクを活用し、広域的な情報収集・提供、マッチングを行うことで、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。

#### 【保育士人材バンク実績】

	H29	H30	R元	
マッチング数	10	30	58	
うち待機児童発生市マッチング数	1	14	20	*R元12月末時点

- 質の高い保育士の養成及び確保を図るため、保育士の養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸与することにより、新卒保育士の県内定着を促進します。

#### 【貸付実績と県内就職者】

	H28	H29	H30	R元
貸付者	6	102	160	59
うち県内就職者	5(H30)	82(H31)		

- 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、早期の受け皿確保のため、令和元年度より3年間の限定事業として3歳未満児の保育の受け皿となる地域型保育事業開設に必要な施設整備に係る経費の補助を行います。



## 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について

### 〈現状と課題〉

- 平成27年4月に全国に先駆けて、信州の豊かな自然環境や地域資源を活用した屋外での体験活動を行う園を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育(愛称:信州やまほいく)認定制度」を制定しました。
- 信州の自然保育は、子どもが生来持っている「自ら学び成長しようとする力」が自然や地域での体験活動を通じて育まれることを大切にするものであり、自然の中で思う存分に活動することで、将来の自立した人生につながる自己肯定感と自信が育まれることを期待するものです。
- 自然保育のさらなる普及のためには、各種啓発事業を行い、社会的認知と信頼性の向上を図り、保護者や保育者、一般への自然保育の理解度を高めることが必要です。
- 子育て世代や保育者の移住の促進につなげるため、信州型自然保育の認知度の向上など、今後も積極的な情報発信が必要です。
- 自然保育を行う園に通う子どもの豊かな成長が保障され、県内各地に自然保育が普及するためには自然保育の質の向上と専門性の高い人材の確保が不可欠です。

### 〈施策の方向性〉

- 幼児期の子どもの自己肯定感、創造力、耐久力、回復力などの「人間力の基本」となる能力を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることにより、「子育て先進県なごの」の新たなブランドとして確立し、県内外に普及させます。
- 所得の高低にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援します。
- 認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体(認可外保育施設)へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。
- 認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。
- 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナー等を通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。

## 幼児教育支援センターの設置

### 〈現状と課題〉

- 公私や園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成31年4月に信州幼児教育支援センターを設置しました。めざす子ども像「笑顔かがやき、夢中になって遊ぶ子ども」（「信州幼児教育振興指針」平成31年3月策定）を合言葉に、研修機会の確保や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を展開しています。

### 〈施策の方向性〉

- センター長に、県立大学こども学科長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常にブラッシュアップしていきます。
- 園種を越えて保育者の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。
- 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。
- 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。
- 家庭との「共育て」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるよう、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます。

## 幼児教育アドバイザーの育成・配置

### 〈現状と課題〉

- 保育者の専門性を高める研修は、目の前にいる子どもたちの保育に活かされてこそであり、園内研修の充実を図るため、保育専門相談員や私学振興専門員、指導主事等（以下、「幼児教育アドバイザー」）が相談・助言等を行う訪問支援を充実させる必要があります。

#### アドバイザーの訪問先

保育専門相談員：保育所、認定こども園等

保育専門推進員：同上

幼保連携推進員：同上

私学振興専門員：私立幼稚園・認定こども園等

指導主事：公立幼稚園・認定こども園等

長野県ではこれまで、園訪問支援が左表のように行われてきています。これらのアドバイザーの連携によって保育の現状を整理し、訪問支援を充実させていくことが求められています。

- 幼児教育・保育の無償化が開始され、さらなる幼児教育の質の向上が求められる中で、教員の資質向上に向けた取組として教員研修の一層の充実が求められています。また、保育士及び保育教諭についても同様に、教育・保育の内容の充実と質の向上を求められています。

### 〈施策の方向性〉

- 園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上等、研修支援体制の強化を図ります。
- 様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。

## 外国につながる幼児への支援・配慮

### 〈現状と課題〉

- 外国につながる幼児等、配慮の必要な子どもへの支援として、支援員の派遣等の対応が考えられますが、保育者は、どう支援してよいかと不安を抱きながら保育をしている傾向がみられます。専門家からのアドバイスを受けながら、自立に向けた支援の方向について長期的なビジョンをもって保育を行うことが必要になってきています。
- 外国につながる幼児への個別対応を充実させるだけでなく、多様性を認め合う集団の中で共に育ち合う保育を実現していく必要があります。

### 〈施策の方向性〉

- 専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。
- 専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりに取り組みます。

## 仕事と子育ての両立（ワークライフバランス）の推進

### 〈現状と課題〉

- 平成 30 年の長野県における一般労働者の総実労働時間は 2014.8 時間で、全国平均に比べて長くなっています。また、年次有給休暇の取得率も 53.0% に留まっています。
- 仕事と家庭生活の調和が図られるために、労働者の希望に応じて柔軟な働き方ができることが有効ですが、短時間正社員制度を導入している事業所は 14.5% に留まるなど多様な勤務制度が十分に普及していないことから、県内企業においてこうした制度の導入を進めることが必要です。
- 共働き世帯が増加しており、女性の就業率も特に子育て世代で大きく上昇しているものの、依然として子育て世代の女性における有業率の低さ、いわゆる M 字カーブが見られます。また、男性においても 30 歳から 40 歳代で長時間労働を行う者の割合が高くなっています。
- 男女を問わず仕事と子育てを両立しづらい環境にあると考えられることから、労働環境の改善が必要です。

### 〈施策の方向性〉

子育てを行う労働者が男女ともに家庭での時間を確保し、子どもと向き合えるためには、企業において働き方を見直し、ワークライフバランスを推進することが重要であることから、働き方改革に向けた県内企業の理解促進を図ります。

- 県内の経済団体、労働団体、長野労働局及び県で構成する「就業促進・働き方改革戦略会議」において、各構成団体と連携して県内企業における働き方改革の取組を推進します。
- 働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。
- 多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。
- 県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。
- 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組を好事例としてウェブサイトで発信します。
- 事業主、労働者及び県民を対象にした労働教育講座の開催により、働き方改革関連法に基づく取組等、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。

## 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

### 〈現状と課題〉

- 長野県内の小学校児童数はゆるやかな減少傾向にありますが、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、女性の就業率の上昇や子育て家庭のニーズの多様化を背景に今後も増加が見込まれます。
- このため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇に安心して仲間と遊び、生活できる場である放課後児童クラブの整備・充実を図る必要があります。
- また、共働き家庭等に限らず全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供できるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を推進する必要があります。

### 〈施策の方向性〉

#### ○放課後児童クラブの設置・運営に関する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

#### ○放課後子ども教室の設置・運営に関する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。

#### ○放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。

#### ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の職員を対象とした研修

放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年4回の研修会を開催します。

#### ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との連携及び特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後子どもプラン推進委員会」を運営します。